

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年 2 月 1 2 日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

田上 富久

長崎県後期高齢者医療広域連合条例第3号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条中「平成30年度及び平成31年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「100分の8.67」を「100分の8.98」に改める。

第11条中「平成30年度及び平成31年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「4万5,800円」を「4万7,200円」に改める。

第12条中「62万円」を「64万円」に改める。

第16条第1項第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同項3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第3条及び附則第4条を削り、附則第5条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「附則第6条」を「附則第4条」に改め、同条を附則第3条とする。

附則第6条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条を附則第4条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度までの保険料については、なお従前の例による。

3 新条例第10条及び第11条の規定は、令和2年度及び令和3年度の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。